

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
II 保険監督上の評価項目	II 保険監督上の評価項目
II-1 経営管理	II-1 経営管理
II-1-2 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。	II-1-2 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。 <u>また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。</u> 経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。
(1) 代表取締役 ①～③ (略)	(1) 代表取締役 ①～③ (略)
(2) 取締役及び取締役会 ①～⑦ (略) (新設)	(2) 取締役及び取締役会 ①～⑦ (略) ⑧ <u>保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセスにおいては、その適格性について、法第8条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会</u>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</p> <p><u>イ 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u></p> <p><u>保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</u></p> <p><u>ロ 十分な社会的信用</u></p> <p>a <u>反社会的行為に関与したことがないか。</u></p> <p>b <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u></p> <p>c <u>証券取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>d <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>e <u>過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、故意又</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>は重大な過失により当該処分の原因となる事実を生ぜしめたことがないか。</u></p> <p>f <u>過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u></p> <p>g <u>過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となつたことがないか。</u></p> <p>h <u>上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。</u></p>
(3) ~ (8) (略)	(3) ~ (8) (略)
II-1-3 監督手法・対応 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。	II-1-3 監督手法・対応 下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証 経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。	(4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証 経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、 <u>免許審査、取締役の就任時の届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。</u>
(5) (略)	(5) (略)

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(6) 監督上の対応</p> <p>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条（外国保険会社等においては、法第200条。免許特定法人又は引受社員においては、法第226条。以下同じ。）に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第132条（外国保険会社等においては、法第204条。免許特定法人又は引受社員においては、法第230条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(6) 監督上の対応</p> <p>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条（外国保険会社等においては、法第200条。免許特定法人又は引受社員においては、法第226条。以下同じ。）に基づき報告を求めるを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第132条（外国保険会社等においては、法第204条。免許特定法人又は引受社員においては、法第230条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p><u>また、保険会社の常務に従事する取締役が、Ⅱ－1－2（2）⑧に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識、及び取締役の選任議案の決定プロセスの選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第132条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>さらに、保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、法第133条（外国保険会社等においては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は法第232条。以下同じ。）に基づき取締役の解任を命ずることを検討するものとする。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>(注) II-1-2 (2) ⑧に掲げる取締役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定又は執行役の選任に当たっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1、31 参照）。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別紙様式1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 (金融庁長官経由)</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険業の免許申請書</p> <p>当社は、今般保険業を行いたく、保険業法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式1の2 2. 保険業法第4条第2項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第6条第1項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理由書 (2) 会社登記簿の謄本 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 簡易な分割手続による場合の取締役会の議事録 (5) 事業計画書 (6) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類 (7) 取締役及び監査役（取締役及び執行役）の履歴書 (8) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面 (相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿) (9) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類 (10) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> イ) 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 	<p>別紙様式1</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 殿 (金融庁長官経由)</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険業の免許申請書</p> <p>当社は、今般保険業を行いたく、保険業法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保険業の免許を申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙様式1の2 2. 保険業法第4条第2項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 事業方法書 (3) 普通保険約款 (4) 保険料及び責任準備金の算出方法書 3. 保険業法施行規則第6条第1項に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 理由書 (2) 会社登記簿の謄本 (3) 創立総会の議事録若しくは株主総会の議事録又はこれに代わる書面 (4) 簡易な分割手続による場合の取締役会の議事録 (5) 事業計画書 (6) 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類 (7) 取締役及び監査役（取締役及び執行役）の履歴書 (8) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面 (相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿) (9) 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類 (10) 申請者が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> イ) 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>口) 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類</p> <p>ハ) 当該子会社等の業務の内容を記載した書類</p> <p>二) 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>ホ) 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類</p> <p>(11) その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>4. 商法第254条の2（取締役の欠格事由）（商法特例法第21条の14第7項第5号及び保険業法第51条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類</p> <p>5. 商法第280条第1項（監査役の欠格事由）又は保険業法第53条第2項において準用する商法第254条の2に該当しないことを証明する書類</p> <p>6. 親会社に関する書類</p> <p>(1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類</p> <p>(2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処分に関する書面</p> <p>(3) 親会社グループ概要</p> <p>7. 組織図</p> <p>8. 登録免許税納付書</p> <p>9. 商法第189条第1項（保険業法第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による払込金保管者の証明書</p> <p>10. 商業登記法第80条第2号から6号、第8号及び第9号に定める書類</p> <p>11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写）</p> <p>（注） 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類8から10に代えて以下の書類を提出する。</p> <p>イ) 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録</p> <p>ロ) 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面</p> <p>ハ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面</p>	<p>口) 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類</p> <p>ハ) 当該子会社等の業務の内容を記載した書類</p> <p>二) 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分又は損失処理に関する書面その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>ホ) 申請者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類</p> <p>(11) その他参考となるべき事項を記載した書類</p> <p><u>（例えば、常務に従事する取締役等が、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有することを申請者が確認する書類等）</u></p> <p>4. 商法第254条の2（取締役の欠格事由）（商法特例法第21条の14第7項第5号及び保険業法第51条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを証明する書類</p> <p>5. 商法第280条第1項（監査役の欠格事由）又は保険業法第53条第2項において準用する商法第254条の2に該当しないことを証明する書類</p> <p>6. 親会社に関する書類</p> <p>(1) 親会社と当該会社との取引関係を明らかにする書類</p> <p>(2) 親会社の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処分に関する書面</p> <p>(3) 親会社グループ概要</p> <p>7. 組織図</p> <p>8. 登録免許税納付書</p> <p>9. 商法第189条第1項（保険業法第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による払込金保管者の証明書</p> <p>10. 商業登記法第80条第2号から6号、第8号及び第9号に定める書類</p> <p>11. 公正取引委員会の株式取得認可書（写）</p> <p>（注） 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営む場合は、上記添付書類8から10に代えて以下の書類を提出する。</p> <p>イ) 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録</p> <p>ロ) 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面</p> <p>ハ) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案																																								
<p>別紙様式 31</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>保険会社名 代表者名 印</p> <p>役員就退任届出書</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（代表執行役、執行役又は監査委員）の就退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">新役職名 (最終役職名)</th> <th style="width: 20%;">就任（退任）日*</th> <th style="width: 15%;">理 由</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任（退任）日*	理 由	備 考			年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任			<p>別紙様式 31</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>保険会社名 代表者名 印</p> <p>役員就退任届出書</p> <p>保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（代表執行役、執行役又は監査委員）の就退任がありましたので、保険業法第 127 条第 1 項第 8 号及び保険業法施行規則第 85 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">役員の氏名</th> <th style="width: 15%;">新役職名 (最終役職名)</th> <th style="width: 20%;">就任（退任）日*</th> <th style="width: 15%;">理 由</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>年 月 日就任・退任</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任（退任）日*	理 由	備 考			年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任					年 月 日就任・退任		
役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任（退任）日*	理 由	備 考																																					
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
役員の氏名	新役職名 (最終役職名)	就任（退任）日*	理 由	備 考																																					
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
		年 月 日就任・退任																																							
<p>* 該当するものに丸印を付すこと。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 履歴書（就任の場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 																																									
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 履歴書（就任の場合） 2 その他参考となるべき事項を記載した書類（例えば、常務に従事する取締役等が、<u>保険業法第 8 条の 2</u>に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを申請者が確認する書類等） 																																									